

法人税 R4 令和 4 年度税制改正対応版(Ver.22.10)のリリース

令和 4 年度の税制改正に対応した、法人税 R4 Ver. 22. 10 のリリースについてご連絡いたします。

1. 発行プログラム

システム名	リリースバージョン	データ移行対象バージョン	保守加入対象バージョン
法人税 R4	Ver. 22. 10	Ver. 21. 10以降	Ver. 21. 10以降

※ライセンスが変更になります。22. 1 用のライセンスが必要です。

※R4 シリーズのアプリケーションを初めてセットアップする際、E i ボードが自動でセットアップされます。

※ネットワーク環境でご利用の場合は、別途 [ネットワーク基本ライセンスサーバー版] および接続端末台数分の [ネットワーク基本ライセンス クライアント版] が必要です。アプリケーションは同時接続数ライセンス仕様となります。

※Ei ボードは Ver. 22. 10 以上が必要です。

2. リリース時期

2-1. E i ボードダウンロードマネージャー公開

2022 年 5 月 23 日(月)

2-2. マイページのダウンロード公開

2022 年 5 月 23 日(月)

2-3. オプションの CD 保守契約 CD 送付開始日

2022 年 5 月 31 日(火)

※令和 3 年度版(Ver. 21. 41)のセットアッププログラムも収録します。

2-4. 法人税 R4 Ver. 22.1 用の電子申告プログラムについて

Ver. 22.1 用の法人税 R4 電子申告プログラム(Ver. 22.1. e1)の提供時期は、法人税 R4 システム本体のダウンロード公開と同日となります。(5月23日公開予定)

電子申告 R4 Ver. 22.10 も同日公開予定です。

2-5. 別表六関連帳票（標準別表分）の EXCEL ファイルによる提供について

次回 Ver. 22.2（7月下旬予定）で様式変更等を予定しています、標準別表の次の別表六関連帳票につきまして、Ver. 22.2 リリースまでの措置として、例年どおり EXCEL ファイルを法人税 R4 の「関連帳票」のページにて公開します（法人税 R4 R04 の右上の[サポートメニュー] →[関連帳票]）。

(1) 公開日

2022年6月14日（火）

Ver. 22.2 リリースまでの期間限定の公開になります（7月末まで公開予定）。

(2) 対象帳票

別表六(六)	別表六(六)付表	別表六(七)
別表六(九) (旧「別表六(八)」)	別表六(十) (旧「別表六(九)」)	別表六(十一) (旧「別表六(十)」)
別表六(十二) (旧「別表六(十一)」)	別表六(十四) (旧「別表六(十二)」)	別表六(十七) (旧「別表六(十三)」)
別表六(十八) (旧「別表六(十四)」)	別表六(二十三) (旧「別表六(十九)」)	別表六(二十四) (旧「別表六(二十)」)
別表六(二十四)付表一 (旧「別表六(二十)付表」)	別表六(二十六) (旧「別表六(二十二)」)	別表六(二十七) (旧「別表六(二十三)」)
別表六(二十八) (旧「別表六(二十七)」)	別表六(二十九) (旧「別表六(二十八)」)	別表六(三十一)
別表六(三十一)付表一	別表六(三十六) (旧「別表六(三十五)」)	

※Ver. 22.2 に対応予定の別表六関係帳票が電子申告の受付対象となるのは、例年9月中旬頃です。

3. 税制改正の内容

令和4年度税制改正の主な内容は、次のとおりです。

3-1. 給与等の支給額が増加した場合の税額控除制度の改組

継続雇用者に対する給与を一定割合以上増加させた企業に対して、継続雇用者給与等支給額の一定割合を税額控除(15%)が継続されます。加えて、継続雇用者給与等支給額や教育訓練費をさらに一定割合増加させた企業に対しては、税額控除率(5%、10%)の上乗せ措置が講じられます。(適用期間：令和4年4月1日～令和6年3月31日の間に開始する事業年度)

改正前	改正後
<p>【適用要件】</p> <p>① 新規雇用者給与等支給額が新規雇用者比較給与等支給額との比較で2%以上増加</p> <p>【措置内容】</p> <p>・控除対象新規雇用者給与等支給額の15%を税額控除</p> <p>【上乗せ要件】</p> <p>① 教育訓練費が前期より20%以上増加</p> <p>【措置内容】</p> <p>・税額控除率を5%上乗せ (税額控除率 最大20%)</p>	<p>【適用要件】</p> <p>① 継続雇用者給与等支給額が継続雇用者比較給与等支給額との比較で3%以上増加</p> <p>【措置内容】</p> <p>・控除対象雇用者給与等支給増加額(*1)の15%の税額控除 (*1) 雇用者給与等支給額から比較雇用者給与等支給額を控除した金額</p> <p>【上乗せ要件】</p> <p>① 継続雇用者給与等支給額が継続雇用者比較給与等支給額との比較で4%以上増加 ② 教育訓練費の額が比較教育訓練費との比較で20%以上増加</p> <p>【措置内容】</p> <p>・税額控除率を10%上乗せ(①のケース) ・税額控除率を5%上乗せ(②のケース) (税額控除率 最大30%)</p>

3-2. 特定税額控除不適用規定の見直し

一定の条件の企業(資本金額10億円以上かつ従業員1000人以上で、前事業年度が黒字)が研究開発税制やカーボンニュートラル投資促進税制等の特定税額控除を受けるためには、継続雇用者給与等支給額を一定割合以上増加させる措置が講じられました。

改正前	改正後
<p>【適用要件】</p> <p>① 継続雇用者給与等支給額が継続雇用者比較給与等支給額より大きいこと</p>	<p>【適用要件】</p> <p>① 継続雇用者給与等支給額が継続雇用者比較給与等支給額との比較で1%以上増加 (令和4年4月1日～令和5年3月31日までに開始する事業年度は0.5%以上増加)</p>

3-3. 中小企業における所得拡大促進税制

中小企業の雇用を守りつつ、賃上げや人材投資を促す観点から税額控除率の上乗せ措置の見直しが行われ、その適用期間が1年延長されました。(適用期限：令和6年3月31日開始事業年度)

改正前	改正後
<p>【適用要件】</p> <p>① 雇用者給与等支給額が比較雇用者給与等支給額と比較して1.5%以上増加</p> <p>【措置内容】</p> <p>・控除対象雇用者給与等支給増加額の15%を税額控除</p> <p>【上乗せ要件】</p> <p>① 雇用者給与等支給額が比較雇用者給与等支給額と比較して2.5%以上増加</p> <p>雇用者給与等支給額が比較雇用者給与等支給額と比較して2.5%以上増加以上であり、次のいずれかの条件を満たすこと</p> <p>① 教育訓練費の額が前年より10%以上増加</p> <p>② 経営力向上計画の認定を受け、確実に行われていることを証明する</p> <p>【措置内容】</p> <p>・控除率を10%上乗せ (税額控除率 最大25%)</p>	<p>【適用要件】(変更なし)</p> <p>① 雇用者給与等支給額が比較雇用者給与等支給額と比較して1.5%以上増加</p> <p>【措置内容】(変更なし)</p> <p>・控除対象雇用者給与等支給増加額の15%を税額控除</p> <p>【上乗せ要件】</p> <p>① 雇用者給与等支給額が比較雇用者給与等支給額と比較して2.5%以上増加</p> <p>② 教育訓練費の額が比較教育訓練費との比較で10%以上増加</p> <p>(上乗せ要件の適用:令和4年4月1日以後開始事業年度)</p> <p>【措置内容】</p> <p>・控除率を15%上乗せ(①のケース)</p> <p>・控除率を10%上乗せ(②のケース)</p> <p>(税額控除率 最大40%)</p>

3-4. オープンイノベーション促進税制の拡充

オープンイノベーションを促進する観点から、一定のベンチャー企業の設立経過年数の要件等や特別勘定の取り崩しを不要となる株式保有期間等が見直され、適用期限が2年延長されました。(適用期限：令和6年3月31日)

出資を行う企業の要件(変更なし)：

- ・ベンチャー企業に直接又はCVC(コーポレートベンチャーキャピタル)を通じて出資を行う国内の事業会社

出資を受けるベンチャー企業の要件：

- ・新規性・成長性のある設立後10年未満(※1)(新規設立は除く)の未上場ベンチャー企業
※1:売上高に占める研究開発費の割合が10%以上赤字会社は設立後15年未満とする
- ・出資を行う企業又は他の企業のグループに属さないベンチャー企業

出資の要件：

- ・1件当たり1億円以上、中小企業からの出資は1,000万円以上の出資(海外ベンチャー企業への出資は5億円以上) ※適用上限あり

なお、上記の適用を受けた事業会社が、当該株式を譲渡した場合や配当の支払いを受けた場合等には、特別勘定のうち対応する部分を取り崩し益金に算入します(3年間保有した株式についてはこの限りではない)。

3-5. 5G 導入促進税制の見直し

地方のネットワーク整備を加速する観点から、動機付けのために税額控除率を段階的に引き上げる見直しが講じられ、適用期限が3年延長されました。(適用期限：令和7年3月31日)

対象事業者	税額控除率	特別償却(変更なし)
全国5G事業者(過疎地域等)	15%	30%
全国5G事業者(その他)	9%	30%
ローカル5G事業者	15%	30%

対象設備：

- ・全国5G事業者が整備する基地局の前倒し整備分
送受信装置、空中線(アンテナ)
- ・ローカル5G事業者が整備する5G設備
送受信装置、空中線(アンテナ)、通信モジュール、コア設備、光ファイバ

3-6. 環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低活動に向けた投資促進の創設

農林水産業の持続可能性を確保する観点から、環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減活動に向けた税制支援措置が創設されました。(適用：環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律(仮称)の施行の日から)

	取得価額	設備等	対象資産	特別償却
適用要件	100万円以上	① 次のいずれかに該当する設備等であること ・慣行的な生産方式と比較して環境負荷の原因となる生産資材の使用量を減少させる設備等であること ・環境負荷低減事業活動の安定に不可欠な設備等であること	建物、附属設備、構築物	16%
		② 次のいずれにも該当する機械設備、器具備品であること ・「認定基盤確立事業実施計画(仮称)」に従って行われる「基盤確立事業(仮称)」により生産されたものであること ・一定期間内に販売されたモデルであり、上記の認定基盤確立事業実施計画の認定時点でその販売台数とその販売者の旧モデルの販売台数を下回っているモデルのものであること	上記以外	32%

3-7. 貸付け用少額資産を取得した場合の取得価額の損金算入制度等の見直し

取得価額 10 万円未満（又は使用可能期間が 1 年未満）の少額資産や一括償却資産の損金算入制度、中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例から、貸付け用に供した対象資産を除外する措置が講じられました。（令和 4 年 4 月 1 日以後取得等資産から適用）

また中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例が 2 年延長されました（適用期限：令和 6 年 3 月 31 日）。

3-8. 地方拠点強化税制の拡充

コロナ禍において企業等の地方移転への関心が高まるなどの変化により、東京一極集中を是正する観点から次の措置が講じられ、適用期限が 2 年延長されました。（適用期限：令和 6 年 3 月 31 日）

- ・ 特定業務施設整備計画に係る認定要件について、情報サービス事業に使用される事務所の追加、中小事業者の雇用従業員数等が見直されました。
- ・ オフィス減税のうち、中小事業者以外の法人の建物取得価額の要件引き上げ、取得期限延長の見直し等が行われました。
- ・ 雇用促進について、雇用者数増加等の条件一部廃止、雇用促進計画の期限延長等が見直しが行われました。

3-9. 給与等の支給額が増加した場合の外形標準課税の改組（地方税）

継続雇用者に対する給与を一定割合以上増加させた企業（積極的に賃上げを行った企業等）に対する税制措置に伴い、外形標準課税の適用要件についても見直しが講じられました。（適用：令和 4 年 4 月 1 日以後開始事業年度）

改正前	改正後
【適用要件】 ① 新規雇用者等給与支給額が新規雇用者比較給与等支給額との比較で 2%以上増加 【措置内容】 控除対象新規雇用者給与等支給額 ※雇用安定控除との調整あり	【適用要件】 ① 継続雇用者給与支給額が継続雇用者比較給与支給額との比較で 3%以上増加 【措置内容】 控除対象雇用者給与等支給増加額 ※雇用安定控除との調整あり

3-10. 外形標準課税対象法人の所得割軽減税率の見直し（地方税）

外形標準課税対象法人のうち軽減税率適用法人の所得割について、各所得区分に応じた標準税率を見直す措置が講じられました。（適用：令和 4 年 4 月 1 日以後開始事業年度）

改正前	改正後
<p>【所得割区分】</p> <p>軽減税率を適用</p> <p>① 年 400 万円以下の所得</p> <p>② 年 400 万円超 800 万円以下の所得</p> <p>③ 年 800 万円超の所得</p> <p>【措置内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 標準税率 0.4%(①区分のケース) ・ 標準税率 0.7%(②区分のケース) ・ 標準税率 1.0%(③区分のケース) 	<p>【所得割区分】</p> <p>年 800 万円以下の所得に係る軽減税率を廃止</p> <p>【措置内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 標準税率 1.0%

3-11. 特定卸売供給制度の創設（地方税）

電気事業法において特定卸供給事業制度が創設されました。特定卸供給事業は現行の小売電気事業等及び発電事業等と同様、地方税法第 72 条の 2 第 1 項第 3 号の事業区分に含まれます(適用期間：令和 4 年 4 月 1 日以後終了事業年度)。

※本件は令和 3 年度税制改正の内容になります。

4. 税制改正の対応内容

本年度はグループ通算制度の適用開始に伴い、多くの帳票で関連項目の追加等による様式変更があります。地方税様式につきましても、例年この時期の様式変更は稀ですが（あっても特定様式）、本年度は多くの帳票で上記背景による様式変更があります。

4-1. 法人税別表の変更

次の帳票の様式変更に対応しました。

標準別表

別表一	別表三(一)	別表三(一)付表一 (旧「別表三(一)付表」)
別表三(二)	別表三(三)	別表三(四)
別表三(五)	別表四	別表五(一)
別表五(二)	別表六(二)	別表六(三)
別表六(三)付表一	別表七(一)	別表七(四) (旧「別表七(三)」)
別表八(一)	別表八(二)	別表十一(一の二)
別表十三(一)	別表十三(二)	別表十三(四)
別表十三(五)	別表十四(二)	別表十四(六) (旧「別表十四(五)」)
別表十五	別表十六(一)	別表十六(二)
別表十六(四)	別表十六(九)	別表十九 (旧「別表十八」)(※1)
適用額明細書		

※1 予定申告の別表十八の別表番号が、別表十九に変更されました。

4-2. 法人税別表の新規追加

新規追加された次の帳票に対応しました。

標準別表

別表八(一)付表一	支払利子等の額及び受取配当等の額に関する明細書
-----------	-------------------------

※別表八(一)が別表八(一)と別表八(一)付表一に分割されました。

4-3. 地方税様式の削除

次の帳票の削除に対応しました。

標準別表

第六号様式別表五の六の二	給与等の引上げ及び設備投資を行った場合の付加価値額の控除
第六号様式別表五の六の二(第3号)	に関する明細書

4-4. 地方税様式の変更

次の帳票の様式変更に対応しました。

標準別表

第六号様式	第六号様式(その2)	第六号様式別表二の五 (旧「第六号様式別表二の三」)
第六号様式別表五の二	第六号様式別表五の二(第3号)	第六号様式別表六
第六号様式別表九	第六号様式別表九(第3号)	第六号様式別表十一
第六号様式別表十一(第3号)	第六号の三様式	第六号の三様式(その2)
第二十号様式	第二十号様式別表二の五 (旧「第二十号別表二の三」)	第二十号の三様式

拡張別表

第六号様式別表一の三 (旧「第六号様式別表一」)	第六号様式別表二の七 (旧「第六号様式別表二」)	第六号様式別表二の八 (旧「第六号様式別表二の二」)
第六号様式別表九の二	第六号様式別表九の二(第3号)	第六号様式別表十二
第六号様式別表十二(第3号)	第六号様式別表十三	第六号様式別表十三(第3号)
第七号様式(その1)	第七号様式(その2)	第七号の二様式(その1)
第七号の二様式(その2)	第七号の二様式別表五(その1)	第七号の二様式別表五(その2)
第七号の二様式別表六(その1)	第七号の二様式別表六(その2)	第七号の三様式
第二十号様式別表一の三 (旧「第二十号様式別表一」)	第二十号様式別表二の七 (旧「第二十号様式別表二」)	第二十号様式別表二の八 (旧「第二十号様式別表二の二」)
第二十号の三の二様式	第二十号の四様式	第二十号の四様式別表五
第二十号の四様式別表六		

4-5. 地方税様式の新規追加

新規追加された次の帳票に対応しました。

拡張別表

第六号様式別表一	通算法人又は通算法人であった法人の課税標準となる法人税額に関する計算書
第七号の二様式別表七(その1)	税額控除不足額相当額及び税額控除超過額相当額の計算に関する明細書(その1)
第七号の二様式別表七(その2)	税額控除不足額相当額及び税額控除超過額相当額の計算に関する明細書(その2)
第二十号様式別表一	通算法人又は通算法人であった法人の課税標準となる法人税額に関する計算書
第二十号の四様式別表七	税額控除不足額相当額及び税額控除超過額相当額の計算に関する明細書

5. 機能アップ等の対応内容

5-1. 拡張別表 文字項目の繰越対応

以下の拡張別表に入力した名称や所在地などの項目の繰越に対応しました。

別表六(五の二)	繰越項目：銘柄、支払者の法人名、支払者の所在地
別表九(二)	繰越項目：(1)組合等の名称、(39)～(42)区分
別表十二(十四)	繰越項目：(1)認定計画等の種類、(29)農用地等の種類
別表十七(三)	繰越項目：(1)名称、(2)国名または地域名、(3)所在地、(5)主たる事業
別表十七(三)付表一	繰越項目：(1)外国関係会社の名称、(3)氏名又は名称、(4)住所又は本店所在地、 (12)氏名又は名称、(13)住所又は本店所在地
別表十七(四)	繰越項目：名称、国名又は地域名、所在地、主たる事業、 国外関連者との取引状況等(最下段の項目名)

※拡張別表選択画面での選択情報は、繰越対象項目に入力がある場合でもクリアされています。

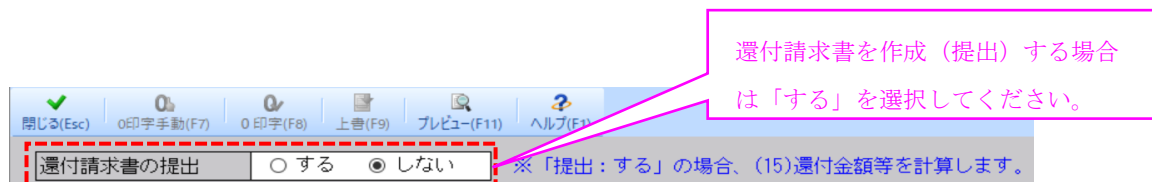
拡張別表選択画面で使用する拡張別表を選択してください。

※令和3年度版も Ver. 21.41 以降のバージョンで同じ対応を行っています。

Ver. 21.41 以降のバージョンで繰越処理を行うと、上記項目を令和4年度の申告データに繰り越すことができます。

5-2. 還付請求書の提出選択機能の追加対応

「欠損金の繰戻しによる還付請求書」及び「災害損失の繰戻しによる還付請求書」の入力画面上部に、提出有無を選択する設定項目を追加しました。



初期値は「しない」です。繰越処理をすると「しない」が設定されます。

「しない」が選択されているときは、次の項目は0が設定されます（0以外の上書も不可）。

欠損金の繰戻しによる還付請求書

- ・ (2) 同上のうち還付所得事業年度に繰り戻す欠損金額
- ・ (15) 還付金額
- ・ 地方法人税額の還付金額

災害損失の繰戻しによる還付請求書

- ・ (2) 同上のうち還付所得事業年度に繰り戻す災害損失欠損金額①②
- ・ (15) 還付金額①②
- ・ 地方法人税額の還付金額①②

また、一括印刷や電子申告において「データ：無」と判定されます。

【対応の背景】

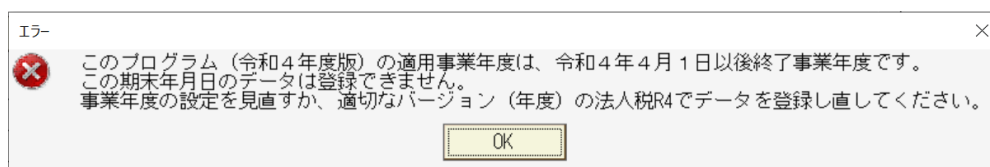
令和3年度版において、青色申告法人で所得金額があるデータを繰越処理すると別表一や還付請求書から値をセットするように機能改善対応を行いました。

繰越後の上記データが当期赤字となった場合は還付請求書が自動的に作成されることとなるため、そのような場合に還付請求書の作成(提出)の有無をお客様が判定できるように対応しました。

5-3. 法人基本情報：事業年度によるデータ登録のチェック対応

令和4年3月31日以前終了事業年度の法人データ(令和4年度版の対象外の事業年度)の場合、基本情報確定時にメッセージ表示し、データを登録しないように対応しました。

【表示されるメッセージ】



【対応の背景】(お客様からのご要望)

データ登録時に事業年度のチェックをしてほしい。

誤って適用事業年度対象外のデータを登録し、そのまま気付かずに申告書データを入力してしまった。最終的には電子申告の処理が行えず、正しい年度のプログラムでデータを再作成することになってしまった。

5-4. 法人基本情報：設定項目名の変更

地方税法第72条の2第1項の第3号の事業区分に「特定卸供給事業」が追加されたことに伴い、法人基本情報の[処理設定]タブの「発電事業等又は小売電気事業等を行う法人」の項目名を変更しました。

(項目名の変更です。関連する処理自体には変更はありません。)

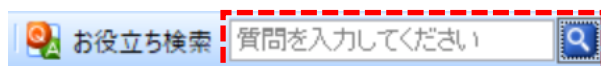
【変更後】

【地方税】	
外形標準課税対象法人	<input type="radio"/> 対象法人 <input checked="" type="radio"/> 非対象法人
発電事業等、小売電気事業等又は特定卸供給事業を行う法人 (法第72条の2第1項の事業区分)	<input checked="" type="radio"/> でない (第1号) <input type="radio"/> である(他事業兼業なし)(第3号) <input type="radio"/> である(他事業兼業あり)(第1号と第3号)

5-5. お役立ち検索のヘルプ検索終了 (R4 アプリ共通)

R4 アプリケーションに搭載されている「お役立ち検索」は、これまでヘルプと FAQ の検索が可能でしたが、今後は FAQ のみの検索になります。

法人税 R4 は Ver. 22. 10 よりヘルプは検索対象外となります (オフライン環境の PC では、お役立ち検索はご利用いただけなくなります)。



5-6. 発生障害の対応

市場で確認された次の問題に対応しました。

【発生現象】

法人税納付書で合計額の「¥」が金額から数マス空けて出力される。

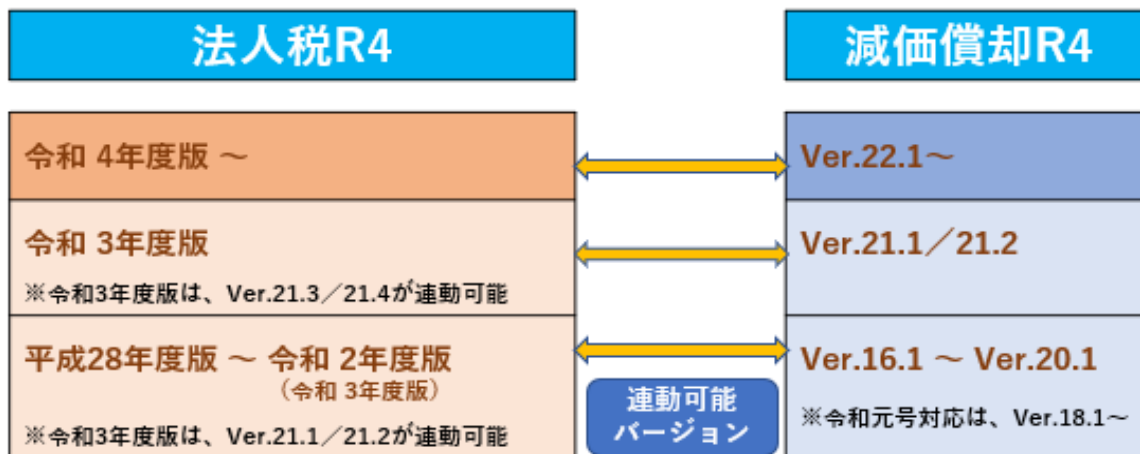
【発生条件】

法人税納付書の合計額の計算の元となる別表一の[53][55] (平成3年度様式の項目番号) の金額が変更になった直後に法人税納付書の出力を行った場合に発生します。法人税納付書の入力画面を開き直す、またはデータ選択を一度終了すると解消されます。

6. 減価償却 R4 との連動対象バージョンの制限について

法人税 R4 令和 4 年度版 (Ver. 22. 10~) より、「減価償却システムとの連動」機能で別表十六や別表四 (償却超過額と当期認容額) が取り込み可能な減価償却 R4 のバージョンは、Ver. 22. 10 (6 月上旬リリース予定) 以降になります。

法人税 R4 令和 4 年度版で減価償却連動を実行する場合、減価償却 R4 は Ver. 22. 10 以降のバージョンを使用していただく必要があります。



なお、法人税 R4 の令和 3 年度版以前と減価連動を行うためには、期末年月日が令和 4 年 3 月 31 日以前の減価償却 R4 のデータは、

- ・ Ver. 22. 1 にはデータ移行しない (データ変換しない)
- ・ データ移行前に旧バージョンで事前にバックアップデータを作成しておく

といった点を留意しておく必要があります。

7. グループ通算制度に関する法人税 R4 の対応について (システム適応外)

令和 4 年 4 月 1 日以後開始事業年度から連結納税制度が廃止されて、グループ通算制度の適用が開始されます。

法人税 R4 では連結納税制度による申告はシステム適応外としておりましたが、昨年 4 月より随時ご案内してまいりましたとおり、グループ通算制度による申告につきましてもシステム適応外となります。

以上、よろしくお願いいたします。